

低入札価格調査基準(調査基準価格)等を改定します

平成28年3月
高知県土木部建設管理課

建設工事の一般競争入札について、低入札価格調査基準(調査基準価格)及び失格基準を改定します。

平成28年4月1日以降に公告するものから適用します。

(平成28年4月1日以降に入札を実施するものであっても、3月31日までに公告したものでは、従来の調査基準価格及び失格基準によります。)

1 低入札価格調査基準の改定

○現場管理費：「設計金額の80%」から「90%」に引き上げます。

○低入札価格調査基準の額(調査基準価格)は、設計金額のうち、上の額の合計額。

○設定する範囲は、10分の7以上10分の9以下の範囲内。

現行	改定後
①建築工事(下の②)以外	
設計金額における直接工事費の95%	→ 変更なし
// 共通仮設費の90%	→ 変更なし
// <u>現場管理費の80%</u>	→ 90%に引き上げ
// 一般管理費の55%	→ 変更なし
②建築工事	
設計金額における直接工事費の95%×90%	→ 変更なし
// 共通仮設費の90%	→ 変更なし
// (直接工事費の10%+現場管理費)× <u>80%</u>	→ 90%に引き上げ
// 一般管理費の55%	→ 変更なし

2 失格基準の改定

○現場管理費：「設計金額の80%」から「90%」に引き上げます。

新しい失格基準は、次のとおりです。

直接工事費×85% 共通仮設費×80% 現場管理費×**90%** 一般管理費×55%